

議案第 17 号

三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年三次市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。